

三条市地域公共交通協議会規約の改正について

1 改正趣旨

平成 30 年 12 月 28 日付けの国土交通省自動車局長から北陸信越運輸局長あての通達において、協議会の議決方法に関する指針や協議会の運営に係る軽微な変更等の協議の在り方などに関するガイドラインが示されたことを受け、これらの考え方に沿って必要な改正等を行うもの

2 改正内容（新旧対照表）

条・項	改正前	改正後
第 12 条 第 4 項	協議会の議決の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。	協議会の議決の方法は、 <u>出席者の多数決（書面協議の場合は委員の多数決）により決定することとする。</u>
第 12 条 第 8 項		<u>協議会において協議が整った事項に係る軽微な変更のうち工事等により一時的な迂回が生じる場合のデマンド交通の運行経路の変更、デマンド交通ひめさゆりの停留所の追加・変更等については必要に応じ実施後の直近に開催する協議会において報告するものとし、他の軽微な変更（路線定期運行の工事等による一時的な迂回、法第 79 条の 6 第 1 項に定める有効期間の更新、一度協議会において合意した事項の変更のうち期間を限定したデマンド交通ひめさゆりの 1 時間前予約の緩和及び臨時停留所の増設）及び時間的な制約などにより委員の招集が困難である場合等について、書面による事前協議を行うものとする。</u>
別表 1 法 第 6 条第 2 項第 2 号の委員	国土交通省北陸地方整備局新 潟国道事務所計画課 課長	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事 務所 <u>調査課</u> 課長
附 則		<u>この規約は、令和元年 5 月 20 日から施行する。</u>

3 施行期日

令和元年 5 月 20 日